

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画変更年度	
計画主体	豊頃町

豊頃町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 : 中川郡豊頃町産業課

所 在 地 : 中川郡豊頃町茂岩本町 1 2 5 番地

電 話 番 号 : 0 1 5 - 5 7 4 - 2 2 1 7

F A X 番 号 : 0 1 5 - 5 7 4 - 3 6 8 0

メールアドレス : rinsei@toyokoro.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、エゾシカ、キツネ、タヌキ、アライグマ、ハシブトガラス及びハシボソカラス（以下カラスと表記）、ドバト及びキジバト（以下ハトと表記）、ゼニガタアザラシ
計画期間	令和７年度 ～ 令和９年度
対象地域	豊頃町（全域）

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和５年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害面積（ha）	被害金額（千円）
ヒグマ		0	0
エゾシカ	小麦	6.20	2,033
	豆類	16.15	6,966
	馬鈴薯	2.50	7,860
	てん菜	2.45	1,789
	デントコーン	3.64	1,838
	牧草	9.25	2,074
	小計	40.19	22,560
キツネ・タヌキ・アライグマ		0	0
カラス	牧草	0.20	44
	デントコーン	0.60	303
	小計	0.80	347
ハト		0	0
ゼニガタアザラシ	秋サケ	—	1,940
合 計		40.99	22,907

(2) 被害の傾向

ヒグマ	・農作物被害は少ないが、畑に出没し農作業できない場合がある。 ・市街地での目撃等はないが、町内の農村地域で目撃が増加しており、農林業等被害の防止とともに住民の安全確保対策が求められている。
エゾシカ	・山林に隣接する地域を中心に、町内全域において農作物等の食害や踏害が発生している。 ・その他道路への飛び出しによる交通事故なども発生している。
キツネ	・大きな被害等はみられないが、乳牛への咬みつき、牛の飼料等の食害なども見られ、市街地への出没も多数見られる。
タヌキ	・大きな被害等はみられないが、農業用施設や集積している牧草ロールなどに営巣も確認されている。 ・市街地付近でも目撃されている。
アライグマ	・町内で目撃・捕獲が年々増加しており、今後の生息数の増加や被害の増加が懸念される。
カラス	・農作物の播種期における被害や乳牛などの家畜に対する被害も見られる。 ・市街地においては、電線等への滞留やゴミをあさる行為、雛の生育期に人を襲う行為などが見られる。
ハト	・農作物の播種期における被害や農業用施設などに営巣し、糞による被害が発生している。
ゼニガタアザラシ	・敷設された定置網に侵入し、秋さけを食い荒らす。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)	備考 (軽減率)
エゾシカ	被害額	22,560千円	20,000千円	11%減
	被害面積	40.19ha	36.00ha	10%減
カラス・ハト	被害額	347千円	300千円	14%減
	被害面積	0.80ha	2.85ha	13%減
計	被害額	22,907千円	20,300千円	
	被害面積	40.99ha	36.70ha	

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・捕獲許可期間に猟友会の協力のもと銃器及びわなによる捕獲を実施。 ・捕獲した鳥獣に対して、豊頃町及び豊頃町農業協同組合から奨励金を交付している。 ・鳥獣の出没などがあった場合、豊頃町鳥獣被害対策実施隊に出動依頼し、鳥獣の捕獲、追払い及びパトロールなどの対応を行っている。 ・2～3月の冬期間に、猟友会の協力によりエゾシカの一斉捕獲を実施。	・猟友会会員の高齢化など捕獲活動の担い手不足。 ・残滓処理量の増加 ・農業者の捕獲活動への理解促進及び自衛意識の醸成。 ・2～3月に実施するエゾシカの一斉捕獲において、林道の積雪や移動手段が効果的な捕獲活動の障害となっている。
防護柵の設置等に関する取組	・平成23年度から平成25年度までにエゾシカの侵入防止用に電気柵を整備している。 ・電気柵のワイヤー更新に対する購入助成を実施。また忌避装置の購入助成や簡易ネットによる効果検証を実施。	・効果的に使用するための維持管理。
生息環境管理その他の取組	・ヒグマ、キツネ等を近寄らせないために、生ゴミ・農産物残渣の管理徹底について啓発。 ・隣接する4町とヒグマ出没に係る越境協定を締結し、出没対応や捕獲について情報共有を実施。	・農業者の自衛意識の醸成及び、被害防止技術の向上。 ・ヒグマが市街地に出没した場合の対応。

(5) 今後の取組方針

・捕獲活動の担い手不足解消のため、ハンターの育成・支援の強化を行い、捕獲数の増加を図る。 ・エゾシカについて、猟友会による一斉捕獲を効果的なものとするための取組を検討する。 ・ヒグマについて、出没状況に応じ、関係機関と連携して対応に当たることとし危険個体については銃器とわなによる捕獲活動を実施するとともに、住民に対し注意喚起を図る。 ・キツネ、タヌキ、アライグマについて、箱わなの迅速な設置によりの確で効果的な捕獲を実施する。 ・ゼニガタアザラシについて、より正確な被害状況の把握に努める。 ・猟友会、関係機関等の協力を得ながら、今後はドローンなどのICT機器を活用して生息状況を把握し、より効率的な捕獲活動となるよう検討する。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

・北海道猟友会池田支部豊頃部会と連携して、銃器及びわなによる捕獲を実施する。 ・平成24年3月には豊頃町鳥獣被害対策実施隊を設置し、北海道猟友会池田支部豊頃部会に所属する会員を対象鳥獣捕獲員に任命して、捕獲や生息状況調査、追払いなど捕獲活動の効果的な実施に向けて体制の整備を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	有害鳥獣全般	・狩猟免許等の新規取得に対し助成 ・捕獲奨励金の交付 ・狩猟者登録に対し助成 ・必要に応じた捕獲機材等の購入 ・エゾシカ一斉捕獲の実施 ・ドローンなどICT機器の活用 ・はこわなの設置

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
・対象鳥獣に対する捕獲計画については、生息状況や被害状況等を勘案し、近年の捕獲実績を基本に捕獲計画数を設定する。 ・ヒグマについては、出没状況に応じた対応を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ヒグマ	3頭	3頭	3頭
エゾシカ	1, 100頭	1, 100頭	1, 100頭
キツネ	80頭	80頭	80頭
タヌキ	70頭	70頭	70頭
アライグマ	60頭	60頭	60頭
カラス	50羽	50羽	50羽
ハト	50羽	50羽	50羽

捕獲等の取組内容
・ヒグマについては、民家や市街地周辺での出没や農作物等に繰り返し被害を与えるなどの問題個体を捕獲の対象とする。捕獲は銃器及び箱わなによるものとし、箱わなを使用する際には、安全確保のため設置場所に十分注意するとともに周辺住民等へ注意喚起を行う。 ・エゾシカについては、銃器による捕獲を基本とし、くくりわなによる捕獲も実施する。冬期間にはエゾシカの一斉捕獲を行う。 ・キツネ、タヌキについては、箱わなによる効率的な捕獲を行う。 ・カラス、ハトについては、生息場所に応じた捕獲を実施する。 ・アライグマについては、外来生物法の対象鳥獣であることから、可能な限り捕獲を推進する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル銃を使用することにより、ヒグマやエゾシカなどの大型獣類を遠距離から正確に捕獲することができるため、捕獲手段として有効と考える。そのため、出没状況や被害状況に応じ、適切な時期や場所においてライフル銃による捕獲を実施するものとする。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
豊頃町	エゾシカ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	ヒグマ エゾシカ キツネ タヌキ アライグマ カラス ハト ゼニガタア ザラシ	[電気柵の適切な設置] ・電気柵について、適切な設置・管理など安全対策の周知徹底。 [啓発普及活動] ・広報誌等による被害防止等に関する情報提供。 ・ヒグマ、キツネ等を近寄らせないため、生ゴミ・農産物残渣の管理徹底について啓発。 ・春期と秋期にヒグマの出没について注意喚起。 [カラス・ハトの追払い活動] ・農業用施設からカラス・ハトを追払うため、猟友会の協力により空気銃等を使った威嚇活動を実施。 [ヒグマの被害防除] ・隣接する4町村とヒグマ出没時の越境協定を締結しているため、出没等の情報共有を図る。 [生息環境調査] ・北海道が実施するエゾシカの生息状況調査に協力。 ・より正確な被害状況の把握に努める。 [捕獲環境の推進] ・冬期間の一斉捕獲時に林道の除雪を実施。 ・ドローンなどのICT機器導入の検討。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
豊頃町	・ 関係機関との情報共有及び連携。 ・ 猟友会に出動を依頼。
池田警察署	・ 関係機関との情報共有及び連携。 ・ 生命、身体又は財産の保護、避難等に関する支援。
十勝総合振興局	・ 関係機関との情報共有及び連携。 ・ 被害防止活動の支援。
北海道猟友会池田支部 豊頃部会	・ 豊頃町と連携し、現場の確認、捕獲や追払い活動を行う。

(2) 緊急時の連絡体制

・ ヒグマ出没など緊急事態発生の際は、豊頃町、池田警察署、十勝総合振興局の間で速やかに情報共有し、現場周辺の安全を確保する。必要に応じて、猟友会への警戒パトロールや捕獲活動などの依頼を行う。 ・ また、その他関係機関等への連絡や、地域住民へ注意喚起の情報を発信するなど周知を行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・ 原則として持ち帰って適切に処理し、地形的要因等によりやむを得ない場合は、生態系に影響を与えないように適切な方法で埋設処理する。 ・ また、学術研究機関等から捕獲した対象鳥獣の申請要請があった場合は、個体の提供等を検討する。
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品・ペットフード	・ 捕獲したエゾシカについて、食肉及びペットフード用等に適する個体は、食肉加工処理施設と連携し、できる限り有効利用を図る。
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の実施

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	豊頃町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
豊頃町	・ 総括的な協議会の運営 ・ 被害状況の取りまとめや捕獲実績の依頼等
豊頃町農業協同組合	・ 被害防止対策、被害状況調査及び把握、生息及び出没などの情報提供 ・ 農業被害の未然防止に向けた営農指導等
十勝広域森林組合豊頃事業所	・ 被害防止対策、被害状況調査及び把握、生息及び出没などの情報提供 ・ 林業被害の未然防止に向けた技術指導等
大津漁業協同組合	・ 被害防止対策、被害状況調査及び把握、生息及び出没などの情報提供 ・ 水産業被害の未然防止に向けた技術指導等
十勝農業改良普及センター	・ 被害作物の安定生産に向けた技術指導等
十勝総合振興局森林室	・ 林業被害に係る情報提供等 ・ 有害鳥獣捕獲の協力等
十勝地区水産技術普及指導所	・ 水産業被害に係る情報提供等
北海道猟友会池田支部豊頃部会	・ 有害鳥獣捕獲、追い払い等の実施
株式会社 エレゾ社	・ エゾシカ肉等の処理加工

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
十勝総合振興局環境生活課	・ 有害鳥獣捕獲許可等
十勝総合振興局農務課	・ 農業被害に関する助言、各種事業の指導
十勝総合振興局林務課	・ 林業被害に関する助言
十勝総合振興局水産課	・ 水産業被害に関する助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・ 平成24年3月21日に設立した鳥獣被害対策実施隊（R6. 4時点、猟友会員26名と町職員2名による隊員28名）については、鳥獣被害対策活動の担い手として被害予防及び捕獲活動を継続して実施することにより被害の軽減を図る。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・ 隣接町との情報交換や、猟友会からの情報提供をもとに、鳥獣の生息及び行動状況の把握と情報交換を共有できる体制を構築する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・ 捕獲機材（箱わな）の有効利用を図るため、適正な維持管理を行う。
